
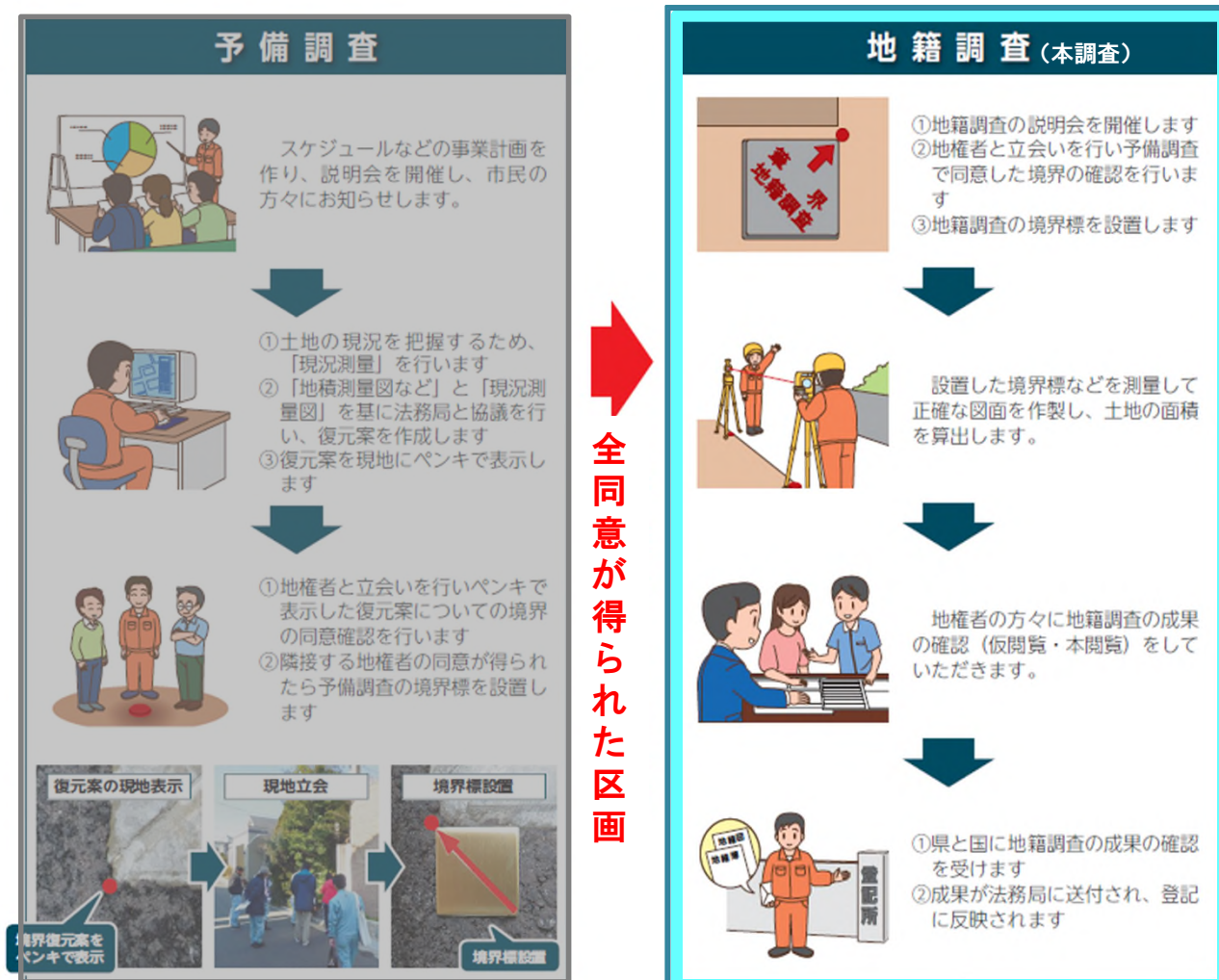


《今後について》

◎全同意が得られた区画 → 地籍調査(本調査)を実施します

地籍予備調査結果図(別紙1)の  で囲まれた区画については、境界復元案に対する全同意が得られましたため、登記事務までを行う国土調査法に基づいた地籍調査(本調査)へ移行します。

地籍調査(本調査)では、下図の順序に従い事業を展開してまいります。



本調査に関する詳細につきましては、今後説明会を開催する予定です。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、説明会開催が中止または延期する可能性がございます。その際には、今後の対応を含め、土地所有者の方々へ通知する予定です。